

様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	指定療育機関の指定（結核にかかっている児童に対するもの）		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	(条項) 第20条第5項	
基準法令名	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）	(条項) 第23条	
所管部署	健康保険部保健所健康推進課 母子保健係		
標準処理期間	15日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【 】 ・掲載図書等 【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[指定療育機関の指定に係る審査基準]</p> <p>指定療育機関の指定は、児童福祉法施行令第23条に規定する基準に適合する病院について行うものとする。</p>			

参 考

[根拠法令]

児童福祉法

第 20 条 1～4 略

5 厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその開設者の同意を得て、第 2 項の医療を担当させる機関を指定する。

6 前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。

[基準法令]

児童福祉法施行令

第 23 条 法第 20 条第 6 項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

芹 結核にかかっている児童のみを収容する 1 又は 1 区画にまとまつた 2 以上の病室を有し、かつ、その病室の収容定員がおおむね 20 人以上であること。

棚 結核の診療に相当の経験を有する医師を置き、かつ、結核の診療のために必要な設備を有すること。

満 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員を置き、かつ、図書、遊具等その療養生活の指導に必要な設備を有すること。

薫 結核にかかっている児童のために、第 1 号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、回法第 81 条第 3 項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。